

IV. 場面と働き・言語材料・内容の取扱い

新学習指導要領では、今までに見てきた「コミュニケーション英語」「英語表現」の他に「コミュニケーション英語基礎」「英語会話」という科目があるのだが、ここでは先に、「第3款 英語に関する各科目に共通する内容等」に記された「場面と働き」と言語材料、そして全体に対する注意事項である「第4款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」を見ていきたい。

1. 「場面と働き」の指定

「場面と働き」は、旧学習指導要領で初めて登場したものである。これらの概念は、それまでは取り上げられたことはなく、学習指導要領では長年言語材料つまり語彙や文型文法のみが指定されてきたのだった。旧学習指導要領は英語教育の目的を「実践的コミュニケーション能力の育成」に据え、文型・文法に並ぶ新しい基準として、取り上げるべき言語の使用場面と「働き」を目安として定めた。そして、新学習指導要領でも、この「場面と働き」が掲げられたのである。

2. 旧学習指導要領での「場面」

「場面と働き」のうち「働き」の方は、いわゆる言語の「機能 (function)」に近いものであり、これは従来からよく知られた概念であった。一方、「場面」の方は、よく用いられる「トピック」による分類というより、言語が実際に使われている場所などを指していた。旧学習指導要領で示されていた「言語の使用場面の例」は以下の通り。

(ア) 個人的なコミュニケーションの場面：

電話、旅行、買い物、パーティー、家庭、学校、レストラン、病院、インタビュー、手紙、電子メールなど

(イ) グループにおけるコミュニケーションの場面：

レシテーション、スピーチ、プレゼンテーション、ロール・プレイ、ディスカッション、ディベートなど

(ウ) 多くの人を対象にしたコミュニケーションの場面：

本、新聞、雑誌、広告、ポスター、ラジオ、テレビ、映画、情報通信ネットワークなど

(エ) 創作的なコミュニケーションの場面：

朗読、スキット、劇、校内放送の番組、ビデオ、作文など

3. 「場面」の指定

新学習指導要領では、以下のようになった。

a 特有の表現がよく使われる場面

買物；旅行；食事；電話での応答；手紙や電子メールのやりとり；など

b 生徒の身近な暮らしや社会での暮らしにかかわる場面

家庭での生活；学校での学習や活動；地域での活動；職場での活動；など

c 多様な手段を通じて情報などを得る場面

本，新聞，雑誌などを読むこと；テレビや映画などを観ること；情報通信ネットワークを活用し情報を得ること；など

新学習指導要領では、「グループにおける」「創作的」というカテゴリーがなくなった。そして全体は、言語が使われる「場所」と、その「手段やメディア」の指定になっている。

4. 「働き」の指定

「はたらき」の方は、新学習指導要領では

- a コミュニケーションを円滑にする
- b 気持ちを伝える
- c 情報を伝える
- d 考えや意図を伝える
- e 相手の行動を促す

の5つのジャンルからなっており、ジャンル自体はaの呼び方と性格が若干変わった以外は旧学習指導要領とほぼ同一のようだ。ここでは、それぞれのジャンルごとに、新旧の異同のみを示しておく。全体的に数が減っている。

a コミュニケーションを円滑にする

新しく加わったもの：聞き直す，繰り返す，言い換える，話題を発展させる，話題を変える
なくなったもの：呼び掛ける，あいさつする，紹介する

b 気持ちを伝える

新しく加わったもの：望む，心配する
なくなったもの：歓迎する，祝う，満足する，喜ぶ，同情する，苦情を言う，非難する，後悔する，落胆する，嘆く，怒る

c 情報を伝える

新しく加わったもの：要約する，訂正する
なくなったもの：なし

d 考えや意図を伝える

新しく加わったもの：なし
なくなったもの：約束する，説得する，承諾する，拒否する，結論付ける，

e 相手の行動を促す

新しく加わったもの：注意を引く
なくなったもの：質問する，招待する，示唆する，禁止する，

5. 「新語数」の指定

「I. はじめに」でもふれたが、今回の学習指導要領改訂では、学習すべき語数の増加が話題となった。まず、旧学習指導要領では、以下ようになっていた。

中学校（900）＋英語 I（400）＋英語 II（500）＋リーディング（900）：計2,700語

「リーディング」は「英語 I」の次に履修することを想定しているため、「英語 II」と「リーディング」

には、場合によっては新語の重複があり得た。そのため、新出語の数は2,200～2,700語となる。

一方、新学習指導要領では以下のような指定となった。

中学校（1,200）＋コミュニケーション英語Ⅰ（400）＋コミュニケーション英語Ⅱ（700）＋コミュニケーション英語Ⅲ（700）：計3,000語

こちらは、同一書名の教科書であれば、「コミュニケーション英語Ⅰ～Ⅲ」で新語の重複の可能性はない。

なお、「コミュニケーション英語Ⅰ～Ⅲ」以外の科目では、その性格上、学習すべき語数は指定されていない。

6. 文型・文法項目

中学校の新学習指導要領では、文型（学習指導要領では「文構造」と呼ばれる）と文法の主な変更点は以下の2つである。旧学習指導要領では、関係代名詞の制限用法では「基本的なもの」が、「理解の範囲で」つまり読んで（聞いて）意味が分かればよいというレベルで指導されることになっていたが、その「基本的」と「理解の範囲」という制限が消えた。また、受動態は現在と過去の時制のもののみ扱うことになっていたが、その制限がなくなった。

高等学校での文型（文構造）だが、旧学習指導要領では5つのグループに分けて数多くの文型が指定されていたが、新学習指導要領では「文構造のうち、運用度の高いもの」を扱うとされ、例示がなくなった。

文法項目は、

- (ア) 不定詞の用法
- (イ) 関係代名詞の用法
- (ウ) 関係副詞の用法
- (エ) 助動詞の用法
- (オ) 代名詞のうち、itが名詞用法の句及び節を指すもの
- (カ) 動詞の時制など
- (キ) 仮定法
- (ク) 分詞構文

という8項目が指定されている。そして、この8項目を「コミュニケーション英語Ⅰ」ですべて扱うことが求められている。旧学習指導要領との違いは、(エ)が新しく付け加わったこと、旧学習指導要領では動詞の時制として現在完了進行形、過去完了形、過去完了進行形、未来進行形及び未来完了形の5つが列挙されていたのが(カ)のようになったこと、(キ)(ク)は基本的なもののみを指導することとなっていたのが、その制限がはずれたこと、旧学習指導要領では助動詞を伴う受動態が指定されていたのが、おそらくは中学校の変化を受けて、削除されたこと、などである。

7. 「内容の取扱い」

この「第3款」には、その他に全体を通しての「内容の取扱い」が示されている。既に述べた「原則として英語で授業を行う」という項目が目出されているが、文法に対する姿勢も変化している。旧学習指導要領では「言語材料の分析や説明は必要最小限にとどめる」とされ、コミュニケーション活動を実践することが優先されていた。しかし、新学習指導要領では、「語句や文構造、文法事項」などは用語や用法の区別などの指導が中心とならないように、との注意も添えられたうえで（これは中学校でも付け加えられていた）、「文法については、コミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、言語活動

と効果的に関連付けて指導すること」とされた。

それ以外の項目には、比較的变化は少ない。旧学習指導要領では「オーラルⅠ」のみで指示されていた「様々な英語が国際的に広くコミュニケーションの手段として使われている実態にも配慮すること」という指定が、英語科全体への指定となった程度である。従来通りの「現代の標準的な英語」による、という記述もある。

8. 題材の指定

続く「第4款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」には、英語の科目全体に対する配慮事項が記されている。この第4款の記述には、旧学習指導要領とは実質的には大きな違いはない。

題材に関する指定を見てみる。新学習指導要領では、題材は「その外国語を日常使用している人々を中心とする世界の人々及び日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化や自然科学」から適宜選択する、とされている。この中で「伝統文化」「自然科学」の2つは、旧学習指導要領にはなかったものである。(なお、この2つは中学校の学習指導要領でも追加されている。)

第4款にある「留意すべき事項」には、次の項目が新たに加えられた。

エ 人間、社会、自然などについての考えを深めるのに役立つこと。

ア～ウは、旧学習指導要領とほぼ同一である。

- ・ 説明する
 - ・ 理由を述べる
 - ・ 考えや意見を伝える
 - ・ 申し出る
 - ・ 主張する
 - ・ 相手の行動を促す
 - ・ 依頼する
 - ・ 助言する
 - ・ 報告する
 - ・ 要約する
 - ・ 賛成する
 - ・ 推論する
 - ・ 誘う
 - ・ 命令する
 - ・ 描写する
 - ・ 訂正する など
 - ・ 反対する
 - ・ 仮定する など
 - ・ 許可する
 - ・ 注意を引く など
- 2 英語に関する各科目の2の(1)に示す言語活動を行うに当たっては、中学校学習指導要領第2章第9節第2の2の(3)及び次に示す言語材料の中から、それぞれの科目の目標を達成するのにふさわしいものを適宜用いて行わせる。その際、「コミュニケーション英語Ⅰ」においては、言語活動と効果的に関連付けながら、ウに掲げるすべての事項を適切に取り扱うものとする。
- (7) 語
- ア 語、連語及び慣用表現
- イ 文法事項
- ウ 文法事項
- ア 「コミュニケーション英語Ⅰ」にあつては、中学校で学習した語に400語程度の新語を加えた語
- イ 不定詞の用法
- ウ 文法事項
- ア 「コミュニケーション英語Ⅱ」にあつては、aに示す語に700語程度の新語を加えた語
- イ 不定詞の用法
- ウ 文法事項
- ア 「コミュニケーション英語Ⅲ」にあつては、bに示す語に700語程度の新語を加えた語
- イ 不定詞の用法
- ウ 文法事項
- ア 「コミュニケーション英語基礎」(英語表現Ⅰ)、「英語表現Ⅱ」及び「英語会話」にあつては、生徒の学習負担を踏まえた適切な語
- イ 不定詞の用法
- ウ 文法事項
- ア 連語及び慣用表現のうち、運用度の高いもの
- イ 不定詞の用法
- ウ 文法事項
- ア 文法事項のうち、それが名詞用法の句及び語を指すもの
- イ 不定詞の用法
- ウ 文法事項
- ア 文法事項のうち、それが名詞用法の句及び語を指すもの
- イ 不定詞の用法
- ウ 文法事項